

母子保健情報一覧から見えた、各区市町村における

「母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見・支援」の取組状況に関する課題

1 妊娠届出(母子健康手帳交付)時の要支援家庭把握のためのスクリーニング

	区部	市部部	島部
すべての妊婦と保健師が面接	0	5	6
アンケートなどによりすべての妊婦の状況を把握している	10	19	1
妊婦届に「心配ごとの有無」を問う項目を設けている	0	2	0
妊婦届の内容から、ハイスクリン者に連絡をしている	5	1	0
一部の交付場所でのみ面接を実施	7	3	0
特になし	1	0	2

※ 23 区のすべてと 24 市・3 町・5 村で、保健所・保健センター以外の窓口(住民票窓口や出張所など)でも母子健康手帳の交付を行っており、平日昼間以外の時間帯(平日夜間もしくは休日)に交付を行っている自治体は、17 区(この内 1 区は電子申請)・15 市であった。

※ 一般的な妊娠届は、妊婦の氏名、生年月日、年齢、職業、住所、電話番号、妊娠週数、分娩予定日など。自治体により様式は異なり、父親についての項目などを設けていることもある。

(結果) 妊婦届時に、専門職による面接や、専門職のいない施設で交付する場合には、アンケートを実施して、全ての妊婦やその家族の状況把握を行っている自治体が多い。アンケートは 23 年度から開始している自治体も 2 区 1 市あり、次年度検討すると回答した自治体も 1 市あった。アンケートではなく、妊婦届の内容を工夫しているという自治体もあつた。全数ではなく、保健センターなどで交付しただけの場合のみ面接を実施しているという自治体もあつた。

2 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	訪問率	区部	市部部	島部
実施	>90%	4	13	5
	70-90%	14	9	0
	<70%	3	3	1
	不明	1	3	1
未実施		1	2	2

※ 多くの自治体で新生児訪問と統合して実施しており、別事業として実施しているのは、5ヶ所であった。

※ 訪問率不明は、23 年度に開始したところが 3ヶ所、新生児訪問と別事業のため母子保健担当課で未把握が 2ヶ所であった。

※ 未実施のうち 1 市は 24 年度開始予定。

(結果) 乳児家庭全戸訪問事業を実施していない自治体がある。24 年度開始予定や、23 年度に開始した自治体もあり、少しずつ体制が整いつつある。またすでに実施していても、訪問率が不十分な自治体もまだ多く、課題である。

3 3~4か月児健康診査時のスクリーニング

	区部	市部部	島部
EPDS や南多摩方式を実施している	9	6	0
独自の問診票を活用して実施	5	4	0
一部の対象者にのみ EPDS を実施	3	0	0
特になし	6	20	9

※ EPDS: Edinburgh Postnatal Depression Scale (エジンバラ産後うつ病自己評価票)

(結果) 3~4か月児健康診査時のスクリーニングを行っている自治体が多い。一部の対象者にも実施している 3 区はいずれも新生児訪問で EPDS を実施(訪問率は 80%以上)しており、高リスクのみ再診実施していた。

4 乳幼児健診の未受診者への対応

	3~4 か月児健診			1 歳 6 か月児健診			3 歳児健診		
	区部	市部部	島部	区部	市部部	島部	区部	市部部	島部
訪問等で確認できない場合には、関係機関と連携している	8	2	0	11	7	1	12	7	1
電話や手紙などで連絡がとれない場合には、訪問する	15	26	7	8	18	6	8	17	6
手紙(アンケートなど)の郵送・電話連絡	0	2	2	2	5	2	2	6	2
歯科健診の来所を確認	0	0	0	1	0	0	0	0	0
特になし	0	0	0	1	0	0	1	0	0

◇ 参考 各健診の受診率 (%)

	3~4 か月児健診			1 歳 6 か月児健診			3 歳児健診		
	区部	市部部	島部	区部	市部部	島部	区部	市部部	島部
95.4	95.9	99.5	88.3	92.4	96.7	88.1	91.0	96.8	

(結果) 多くの自治体で、様々な手段を用いて未受診者への受診勧誘や状況把握に努めているが、訪問等によっても、最終的に状況確認ができていない場合も、関係機関との連携や情報共有については、明確にしていない自治体が多い。

【まとめ】

- 今回、母子保健事業における各区市町村の取組状況を把握するため、母子保健情報一覧を作成したところ、母子保健事業を通じて、虐待の未然防止や要支援家庭の早期発見の視点を取り入れた取組を行っている自治体が多いことが確認できた。
 - 一方で、こうした取組について、スクリーニングを実施していないなど、自治体間でバラつきがあることも明らかになった。
- ⇒ 今後は、さらに各自治体における取組の充実を図る必要があるため、母子保健情報一覧の更新や、母子保健担当連絡会や研修等での情報提供等を通じ、区市町村の取組を支援していく。

「母子保健事業報告年報」の見直しについて

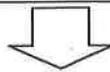
(母子保健事業評価部会において検討)

【母子保健事業報告について】

- 平成6年7月に地域保健法および母子保健法等が改正され、平成9年4月から基本的な保健サービスは区市町村が実施し、東京都は保健所を技術拠点としながら、広域の見地から区市町村を支援し、専門的な事業を展開していくこととなった。
- 上記のような母子保健の変遷を展望しつつ、東京都の母子保健事業の全体を体系的に示したものとして、母子保健の向上に資することを目的に、平成9年8月に作成された。
- 以後、毎年、区市町村、及び東京都保健所の母子保健事業報告を基に、地域における母子保健の課題を明らかにし、施策の計画・立案に資することを主な目的として、母子保健における情報収集と、評価検討を行なった結果を取りまとめて発行してきた。

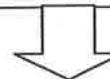
【見直しの背景】

- 市町村への母子保健事業移管10年を経て、各区市町村での独自の取組が進む一方、新たな課題の整理や、質の確保・向上に向けた事業評価が求められている。
- 少子化・核家族化・女性のライフスタイルの変化などにより、子育ての環境、母子保健に関わる課題も変化している。
- 調査統計項目を、法改正や新規事業等に対応させる必要がある。



【見直しの視点の柱】

- 1 乳幼児健診における要支援家庭の早期発見と支援
- 2 乳幼児健診の質（精度）の維持向上
- 3 自治体独自の取組などの反映
- 4 障害児や疾患児の把握と支援
- 5 発達障害等に係る視点



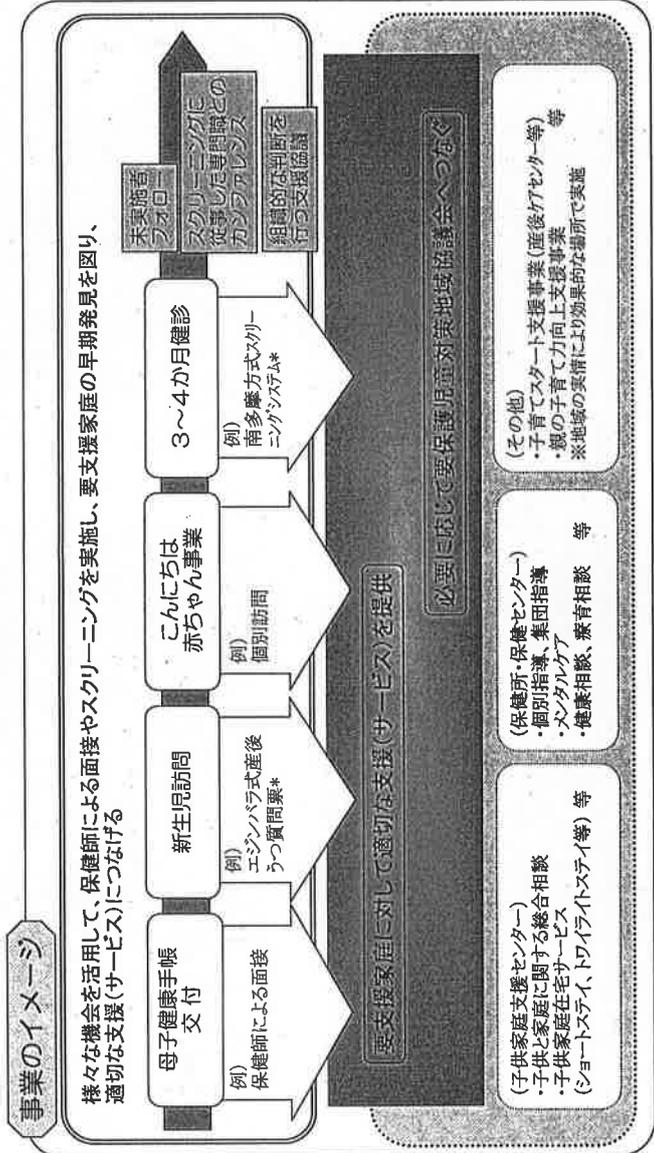
【改訂案】

- 1 経年的にみられる現在の統計項目は、引き続き実施していく。
作成に関するQ&Aの充実、実績数でばらつきが多いものに関して聞き取り調査を行う等により精度を向上
- 2 他の自治体の取組、支援の実施状況、資源の状況等を見るためのものとして、「母子保健情報一覧」を新たに作成し、掲載する。

☆ 「母子保健情報一覧」作成にかかるスケジュールは以下のとおり

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| ※ 平成21年度・22年度 | 母子保健事業評価部会で検討 |
| 平成23年8月～9月 | 「母子保健情報一覧」作成にかかる調査のプレ実施 |
| 9月～10月 | プレ実施の結果を、母子保健事業評価部会で検討・必要に応じ調査票の修正 |
| 11月 | 各区市町村において調査実施 |
| 平成24年1月 | 母子保健事業評価部会で集計結果の検討 |
| 3月 | 母子保健事業報告（平成23年版）と共に配布
（データは22年度実績） |

要支援家庭の早期発見・支援事業について



- 事業の概要**
- 母子健康手帳交付時や新生児訪問時など、ほぼ全数の母子と接する母子保健事業を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、子育てスタート支援事業や保健所の個別指導、子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。
 - 医療保健政策区市町村包括補助
 - ・ 政策誘導型（補助率1/2）
 - ※ 「10年後の東京」への実行プログラム事業として位置づけ
 - 都内全区市町村での取組の実施を目指している

- 事業のポイント**
- 「スクリーニングを行う事実」自体を目的にせず、
 - ◎スクリーニングを行うための見立てや観察方法など、支援者の保健スキルを向上することにより要支援家庭を自治体総体として平準化した方法で把握すること
 - ◎事業の実施方法などを適正に判断・検証し、よりよい実施方法を自治体が模索することが重要であるため、①スクリーニング手法 + ②カンファレンス・研修・スーパーバイス + ③効果検証のまとめ の実施が補助の要件
 - 母子保健事業を通じて発見した要支援家庭に対して、漏れのない支援を実施するため、平成23年度より、④未実施者フォロー⑤スクリーニングに従事した専門職が参加するカンファレンス+組織的な対応の強化のための支援協議 を補助要件に追加
 - スーパーバイスの人材等に不安がある場合は、特別区に対しては家庭支援課母子保健係が、市町村部に対しては所管の都保健所が、人材紹介の支援などを行う。

- ～ 区市町村におけるスクリーニング実施例 ～
- ・妊娠届出（母子健康手帳交付）時の全数面接
 - ・妊娠届出（母子健康手帳交付）時のアンケート
 - ・妊婦健康診査の未受診者把握
 - ・新生児訪問時のEPDS
 - ・こんには赤ちゃん訪問時のEPDS
 - ・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問（一体的実施）時のEPDS
 - ・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問時のメンタルヘルス質問票
 - ・2か月児の会でのEPDS
 - ・3～4か月児健診でのEPDS
 - ・3～4か月児健康診査での南多摩方式
 - ・3～4か月児健診での子育てアンケート
 - ・3～4か月児保健相談時の南多摩方式
 - ・1歳6歳児健診での南多摩方式
 - ・2歳児の子育て支援事業（口腔状況把握・問診等）でのアンケート
 - ・健診・訪問・相談等の様々な機会での南多摩方式
- ※ 新生児訪問、こんには赤ちゃん訪問、3～4か月児健診等の種々の機会を活用して、EPDSなどのスクリーニングを実施している自治体あり

* エジンバラ方式（EPDS）：イギリスで開発された産後うつ病のスクリーニング票
 * 南多摩方式：東京都南多摩保健所で開発された、乳幼児健診で要支援家庭を発見するシステム